

令和 6 年 5 月 2 4 日

清水町議会議長 山 下 清 美 様

清水町議会厚生文教常任委員会
委員長 川 上 均

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項 終活の現状と今後の取り組みについて
2. 調査期日 令和 6 年 5 月 1 0 日
3. 調 査 先 本別町保健福祉課、本別町社会福祉協議会
清水町保健福祉課、清水町社会福祉協議会

4. 調査の結果

高齢者人口の増加と核家族世帯増加に伴い、高齢者の単独世帯が増えてきている。高齢期には、医療機関への入退院や施設への入退所をはじめ、身元保証や死後事務等、多岐に渡る意思決定が求められるが、その際に身寄りがいない、家族がいても頼ることができない高齢者等の意思決定を支援する高齢者等終身サポートの取り組みが求められている。

こうした中、今後の清水町における高齢者等に対する終身サポート事業のあり方を探るため、先進地である本別町を訪ね、役場保健福祉課及び社会福祉協議会を合同調査した。その後、本町保健福祉課及

び社会福祉協議会と意見交換を行い、現状と今後の取り組みについて調査を実施した。

【本別町保健福祉課・社会福祉協議会】

本別町の社会福祉分野の取り組みは「福祉でまちづくり」で知られ、平成13年に制定された「健康長寿のまちづくり条例」の理念にある「参加・自立・連帯」を受け、行政と住民の「協働のまちづくり」とその後の平成18年の「福祉でまちづくり宣言」がスタートである。

現在は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制の展開として、社会福祉協議会の「あんしんサポートセンター」（平成25年3月設置）を中心とした取り組みを行っている。

あんしんサポートセンターの事業は、「お金の管理や契約手続きの支援」「町民の関わりによる生活支援」「個別な生活課題の解決」「住まいに関する不安の解消」の大きく4つの取り組みがあり、それを推進する組織・連携体制として、「あんしんサポートセンター運営委員会」「あんしんサポートセンターケース会議」「あんしんサポートセンター行政合同会議」が設置され、それらを支える地域の「あんしんサポーター」（登録者68名）が「後見サービス」「金銭管理等サービス」「認知症見守りサービス」「あんしん訪問サービス」を実施し、手厚い支援体制を構築している。

これらを実施する中で、「高齢者の単身世帯の増加」「家族がいない、親族がいても疎遠などにより身寄りのない人の増加」等、これまでの家族や親族が当たり前に担ってきたことが機能しなくなっており、特に成年後見や日常生活自立支援事業など判断能力が不十分になり最後の看取りまで関わる中で、本当に本人の望んでいた最後（葬儀内容や連絡して欲しい人、残った財産の行方等）を叶えることが出来ているのか等の新たな課題が出てきたとのことである。

そこで、安否確認の実施と死亡時の葬儀と家財整理の費用を補償することで、保証人のいない人などへの安心した住まい確保を行う新たなサービスとして、「あんしんすまい保証サービス事業（利用者数1人）」（平成28年11月事業開始）を実施している。また、生前に本人が亡くなった際に必要な葬儀や家財整理、役場等での諸手続き、公共料金等の解約手続き・精算事務など、行う必要がある事務と内容を確認

認して契約書を結ぶことで、死後への不安解消と保証人としての役割を補完していく「死後事務委任契約事業（利用者数8人）」（平成29年7月事業開始）も実施している。

死後事務委任契約事業の預託金は葬儀等に関する業務15万円、諸届け・債務整理に関する業務10万円、家財整理に関する業務10万円、合計35万円で、その他に事務に関する報酬として5万円の計40万円が標準費用となっている。なお、預託金が足りない人は、生活保護費などから分割して積み立てるなどしているとのことである。

さらに、認知症や知的・精神障がいにより判断能力には問題ないが、寝たきりなどで身体的に不自由な人、入院や住居の契約、施設入所の際に頼れる親族等がいない人に対して、契約により生活・療養看護の支援や緊急連絡先の引き受けなどを行い、生活に困ることが無いように支援していく「生前事務委任契約事業（利用者数延べ9人）」

（平成31年1月事業開始）を実施している。また、空き家等を活用し、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低所得者、子育て世代など）に対する住宅セーフティ機能を強化するため、令和元年10月に北海道から指定を受けた「居住支援法人」としての「居住支援事業」、成年後見制度や死後事務委任契約事業等で特に身寄りのない人への支援対応として「遺言書の作成支援」も取り組んでいる。

具体的には、権利擁護の視点でサポートセンターがつくられ、年間約100件の相談を受け、その内6割ほどが何らかのサポートを受けているとのことであるが、まだまだ周知が十分でないため、広報やホームページをリニューアルしたり、自治会や民生委員を通じ対応しているとのことである。また、あんしんサポーターは自治会の福祉部を基盤にカバーされ、在宅福祉ネットワークの中で対応している。具体的には、やすらぎ支援事業などで買物やゴミ出し等を2～3人のチームを作り当番制で対応しており、3ヶ月に1回ほどミーティング等で更なる対応をしている。

社会福祉協議会全体の職員数は78人で、法人運営部門や地域福祉活動推進部門に対する町からの委託金は3億9千万円である。その他に訪問・通所サービス、小規模多機能型居宅介護サービスなど各種サービス部門も抱えており、これらの運営費は介護報酬を基本としているが、介護報酬改定の影響もあり、独立経営出来る体制づくりに苦心

しているとのことである。

【清水町保健福祉課】

町からは、「権利擁護」「生活支援コーディネーター支援」について社会福祉協議会に委託しており、人件費の補助や関連するセミナー等に支出している。今後は町・社会福祉協議会・各事業所等による定期的な定例会議の制度化について考えていきたいとのことでありそのためには社会福祉協議会との協力体制を強化し、「認知症サポーター」養成と活動のサポートも取り組んでいくとのことである。

【清水町社会福祉協議会】

社会福祉協議会から、現在実施されている、「法人運営事業」「共同募金配分金事業」「愛情銀行」「地域福祉事業」「ボランティアセンター事業」「生活福祉資金貸付事業」「社会福祉金庫事業」「在宅福祉サービス事業」「心配ごと相談事業」「団体事務」等の事業内容について説明を受けた。これらの事業予算については、町民からの寄付、赤い羽根募金等により賄っている。

「心配ごと相談事業」の利用者数は、相談件数が年間延べ約170件10人であり、そこから法人後見事業1人、日常生活自立支援事業1人、生活支援コーディネート事業1人の対応につながっている。

【総括】

本別町では、町・社会福祉協議会と住民であるあんしんサポーターが一体となり地域の高齢者を支えていることが伺える。そのような中で「終活」も一貫した取り組みの一部であり、根底の考え方は「AC P」（アドバンス・ケア・プランニング：本人の将来における自己決定の尊重）を基本としている。

現在の本町の体制は、町と社会福祉協議会及び各種事業者との運営面が主で、個別ケースも含めた展開が必要であると思われる。まずは町が主体となってコーディネート機能を強化し、社会福祉協議会を主体とした自立支援サービスを始めとした各種サービスに結び付けることが重要である。

また、社会福祉協議会の法人後見事業等の利用者が現在3人とのこ

とであるが、本別町との人口比較では潜在的に支援が必要な人が80人程度いることが想定され、早急な体制作りが必要である。

このような中、国でも「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）」を策定し今後展開する予定であり、「終活」を含めた取り組みが今後自治体に求められるが、支援体制づくりの進み度合が、今後の移住・定住政策に影響を及ぼすことが懸念される。

改めて、今ここに住んでいる高齢者を含めた町民すべてが、安心して住み続けられるまちづくりがあらためて求められており、更なる取り組みを望むものである。

以上、厚生文教常任委員会の所管事務調査の報告とする。